

# 労災保険・雇用保険加入に関する手続きの流れ及び必要書類について

(一元適用事業所：建設・農林・官庁以外の事業所)

## 1. 初めに 労働基準監督署 の窓口で、労災保険の成立を必ず行ってください。

\*港区の事業所 : 三田労働基準監督署 (港区芝5-35-2 安全衛生総合会館3階) ☎03-3452-5472

\*品川区の事業所 : 品川労働基準監督署 (品川区上大崎3-13-26 2階) ☎03-3443-5744

### ◆必要書類・確認資料

(1) 労働保険成立届 (確認資料：登記簿謄本・賃貸借契約書 等)

(2) 概算保険料申告書

\*詳細は労働基準監督署にご確認ください。

## 2. 次に ハローワーク品川 適用課22番窓口 にて雇用保険の手続きを行います。

### ◆◆必要書類・確認資料◆◆

雇用保険適用事業所設置届と雇用保険者資格取得届が揃っていない場合はお手続きができません。

下記(1)～(8)の書類が揃っていないとお手続きができない場合がございます。

#### (1) 雇用保険適用事業所設置届

#### (2) 労働保険関係成立届

\*労働基準監督署で受付済のもの

#### (3) 登記簿謄本(法人の場合)

\*事業所の所在地が登記されたものと異なる場合は、法人名と事業所所在地が明記されている書類(賃貸借契約書・公共料金の請求書等)が必要になります。

#### (4) 営業許可書/事業許可証/工事契約書/開業届・開設届等税務関係書類 等(個人事業の場合)

\*上記書類にて屋号、事業所の所在地、事業の種類、事業開始年月日、事業経営の状況を確認します。別途公共料金の請求書・事業主の住民票等必要な場合があります。

#### (5) 最寄駅から事業所までの地図(設置届裏面)

\*手書き・貼り付け・別紙可

#### (6) 雇用保険者資格取得届

\*マイナンバーを必ずご記入ください。原則、空欄での受け付けはできません。

#### (7) 労働者(社員)名簿

\*労働基準法第107条による設置義務があるものです。作成した上で、添付が必要になります。

#### (8) 職歴が確認できるもの(履歴書)

\*被保険者番号が不明の場合のみ

★提出期限は入社した月の翌月末です。提出期限を過ぎた場合は、入社した日からの出勤簿(タイムカード)、賃金台帳(給与明細)が必要です。

★さらに入社した日から6か月以上過ぎている場合は、上記のほか遅延理由書も必要になります。また書類を一度お預かりさせていただいてからの処理になりますので、当日控えをお返しできません。

\*お手続きの状況により、追加の確認資料をお願いする場合がございますのでご了承ください。

〒108-0014 港区芝5-35-3 (2階 22番窓口)

品川公共職業安定所 雇用保険適用課 適用係

Tel 03-5419-8609(21#)

Fax 03-3453-1620

〒郵送可  
返信用封筒を切手貼付  
の上同封して下さい。

## 労災保険・雇用保険加入に関する手続きの流れ及び必要書類について (二元適用事業所：建設・農林・官庁の事業所)

### 1. 初めに 労働基準監督署 の窓口で、労災保険についてご確認ください。

- \*港区の事業所 : 三田労働基準監督署 (港区芝5-35-2 安全衛生総合会館3階) ☎03-3452-5472
- \*品川区の事業所 : 品川労働基準監督署 (品川区上大崎3-13-26 2階) ☎03-3443-5744

### 2. 次に ハローワーク品川 適用課22番窓口 にて雇用保険の手続きを行います。

#### ◆◆必要書類・確認資料◆◆

雇用保険適用事業所設置届と雇用保険者資格取得届が揃っていない場合はお手続きができません。

下記(1)～(9)の書類が揃っていないとお手続きができない場合がございます。

#### (1) 雇用保険適用事業所設置届

#### (2) 労働保険関係成立届

#### (3) 概算保険料申告書(藤色)

#### (4) 登記簿謄本(法人の場合)

\*事業所の所在地が登記されたものと異なる場合は、法人名と事業所所在地が明記されている書類(賃貸借契約書・公共料金の請求書等)が必要になります。

#### (5) 営業許可書/事業許可証/工事契約書/開業届・開設届等税務関係書類等 (個人事業の場合)

\*上記書類にて屋号、事業所の所在地、事業の種類、事業開始年月日、事業経営の状況を確認します。別途公共料金の請求書・事業主の住民票等必要な場合があります。

#### (6) 最寄駅から事業所までの地図(設置届裏面)

\*手書き・貼り付け・別紙可

#### (7) 雇用保険者資格取得届

\*マイナンバーを必ずご記入ください。  
原則、空欄での受け付けはできません。

#### (8) 労働者(社員)名簿

\*労働基準法第107条による設置義務があるものです。作成した上で、添付が必要になります。

#### (9) 職歴が確認できるもの(履歴書)

\*被保険者番号が不明の場合のみ

★提出期限は入社した月の翌月末です。  
提出期限を過ぎた場合は、入社した日からの出勤簿(タイムカード)、賃金台帳(給与明細)が必要です。

★さらに入社した日から6か月以上過ぎている場合は、上記のほか遅延理由書も必要になります。  
また書類を一度お預かりさせていただいてからの処理になりますので、当日控えをお返しできません。

\*お手続きの状況により、追加の確認資料をお願いする場合がございますのでご了承ください。

〒108-0014 港区芝5-35-3 (2階 22番窓口)

品川公共職業安定所 雇用保険適用課 適用係

Tel 03-5419-8609 (21#)

Fax 03-3453-1620

〒郵送可  
返信用封筒を切手貼付  
の上同封して下さい。